

13. 地域公共交通確保維持改善事業(離島航路補助)の概要

離島航路は、離島住民の生活航路として重要な役割を果たしているが、離島における過疎化や高齢化の進行による輸送需要の減少等で航路を取り巻く環境は厳しい現状にある。

- ・九州管内の一般旅客定期航路(138航路)の約7割が離島航路(90航路)
- ・離島航路(90航路)の約5割が「地域公共交通確保維持改善事業(離島航路補助)」の認定航路(46航路)

平成24年度「地域公共交通確保維持改善事業」認定航路(県別)

	全国計	九州計	山口	福岡	佐賀	長崎	大分	宮崎	鹿児島
事業者数	111	39	1	4	4	19	4	1	6
航路数	122	46	2	6	4	23	4	1	6

※ 山口県については九州運輸局管内のみ計上(総計:11事業者14航路)

平成24年度離島航路運営費等補助内定額

全国計	5,919百万円
九州計	2,763百万円
対全国比	46.7%

地域公共交通確保維持事業(離島航路補助)

離島航路の運営に関する支援(離島航路運営費補助)や離島航路の構造改善の促進に関する支援(離島航路構造改革補助)をうもの

離島航路運営費補助

地方公共団体(都道府県・市町村)、交通事業者、国(地方運輸局)、住民や利用者代表等で構成する「地域協議会」において策定した「生活交通ネットワーク計画(離島航路確保維持計画)」に基づき、**航路運営経費の1/2以内**を補助する。

〔離島住民運賃割引補助〕

島民を対象とした運賃の割引を行なう場合には、割引対象航路が存する地域で運行されている陸上公共交通(バス)等の運賃水準との差を目安として、一定額を補助する。

離島航路構造改革補助

航路改善に係る**調査**(航路診断、経営診断)や欠損抑制を図るための構造改革に関する経費の一定額を補助する。(船舶の公設民営化、省エネ・小型化船への**代替建造**の費用など)

- ① 離島航路構造改革事業に係る調査事業
- ② 補助対象航路で使用する船舶について、航路事業者に代わり地方公共団体が代替建造を行う事業
- ③ 補助対象航路に就航している船舶を地方公共団体が買取を行う事業
- ④ 航路事業者が効率化船舶への代替建造を行う事業

地域公共交通確保維持改善事業における離島航路支援スキーム

◇ 概要

離島航路は、離島住民の生活航路として重要な役割を果たしているが、離島における過疎化や高齢化の進行による輸送需要の減少等で航路を取り巻く環境は厳しい現状にある。

離島航路支援については、平成23年度からは、「地域公共交通確保維持改善事業」に移行しており、今後もこれを活用して離島航路の確保・維持・改善を図る。



地域公共交通確保維持事業

離島航路の運営に関する支援(離島航路運営費補助)や離島航路の構造改善の促進に関する支援(離島航路構造改革補助)をうもの

離島航路運営費補助

地方公共団体(都道府県・市町村)、交通事業者、国(地方運輸局)、住民や利用者代表等で構成する「地域協議会」において策定した「生活交通ネットワーク計画(離島航路確保維持計画)」に基づき、航路運営経費の1/2以内を補助する。

〔離島住民運賃割引補助〕

島民を対象とした運賃の割引を行なう場合には、割引対象航路が存する地域で運行されている陸上公共交通(バス)等の運賃水準との差を目安として、一定額を補助する。

離島航路構造改革補助

航路改善に係る調査(航路診断、経営診断)や欠損抑制を図るための構造改革に関する経費の一定額を補助する。(船舶の公設民営化、省エネ・小型化船への代替建造の費用など)

地域公共交通バリア解消促進等事業

船舶やターミナルのバリアフリー化(バリアフリー化設備等整備事業)や離島航路に就航する船舶の代替建造等(利用環境改善促進事業)を支援する。

バリアフリー化設備等整備事業

- ・既存船舶のバリアフリー化への改造、高度バリアフリー化船の導入(新造・購入)に対して、改造費又は通常バリアフリー化船との差額の1/3を補助する。
- ・既存旅客船ターミナルのバリアフリー化(バリアフリー化設備、待合・乗換設備、情報案内設備)に対して、経費の1/3を補助する。

利用環境改善促進等事業

離島航路(地域公共交通確保維持事業実施事業者以外で離島住民の運賃割引を行う者)の船舶建造等に対して、一定の要件の下で、船舶の代替建造費(船価)の一部を補助する。



地域の計画について～協議会と地域の公共交通に係る計画の関係等について～

生活交通ネットワーク計画

陸上交通

地域間幹線系統
確保維持計画
(3年計画)

協議会or都道府県等

地域内フィーダー系統
確保維持計画
(3年計画)

協議会or市町村等

離島航路(航空路)

離島航路確保維持計画
(3年計画)

協議会or都道府県等

バリア解消促進等事業

生活交通改善事業計画

都道府県主催協議会

or

市町村主催協議会

or

事業単位協議会
(駅、空港等)

※各計画は分野毎に作成することも可

※陸上交通に係る計画のうち地域間幹線系統確保維持計画と地域内フィーダー系統確保維持計画を別に作成することも可(この場合、両協議会において計画の情報の共有を行うこと。)

※上記中の都道府県・市町村協議会については、事業内容に応じた主催主体の組合わせ等が可能

○地域協議会の考え方

【メンバー】 地方公共団体(都道府県・市町村)、関係交通事業者、国(地方運輸局等又は地方航空局) 等
(陸上交通及び離島航路の地域公共交通確保維持事業に係る生活交通ネットワーク計画は、関係する都道府県及び市町村がともに参加)

※地域・分野毎の分科会の設置や複数市町村による合同協議会の設置も可能とする。

※既存の類似協議会(地域公共交通活性化・再生法の法定協議会等)の活用も可能とする。

※住民や利用者の意見を反映させる観点から、住民や利用者の代表を協議会の構成員に加える、アンケートやヒアリングを実施する、公聴会やパブリックコメントを実施する等のいずれかの手順を経て計画を策定することとする。

離島航路に係る確保維持事業

支援スキーム

- 協議会において、離島の生活に必要不可欠な航路の確保維持の内容について議論し、生活交通ネットワーク計画を策定し、収支見込みを含めて国(運輸局)へ認定申請。
※ 当該計画は、離島航路確保維持に係る事業のみの計画として作成することも可。
- 補助対象経費の1/2以内を国が補助。補助対象経費は、実績収支差見込額に効率化係数を乗じて算出。
※ 補助対象とする航路の考え方については基本的に現行(唯一かつ赤字の航路)と同様。
- 当該計画に基づき、国(本省)が、補助対象期間の開始以前に補助額を内定し運輸局を通じて事業者へ提示。(ただし、平成23年度に関しては、補助対象期間の終了以前に補助額を内定)
- 事業終了後に計画に位置付けのある事業を実施した事業者が国(運輸局)へ補助申請。計画通りの事業運営がなされたかを確認(監査)した後、国から事業者に対し補助金交付。

新制度のポイント

- 事業実施の前提として、地域の協議会での議論を経て生活交通ネットワーク計画を策定。
- 維持確保事業の計画の策定(収支見込みの算出)にあたっては、移動環境改善の一環として、島民を対象とした割引運賃を設定する場合には、当該対象航路の存する地域の地バス等の運賃水準までの差を目安(最大引き下げ幅)として、一定の要件の下で、運賃を引き下げて設定した場合の収入を基に算出することを認めることで、運賃引き下げについても加味した支援をする。
- 欠損抑制に資する構造改革への支援として、船舶の公設民営化、省エネ・小型化船への代替建造の費用の一部を補助する。また、確保維持事業(航路補助)の対象外の離島航路についても、一定の要件の下で、船舶の代替建造費(船価)の一部を補助することとあわせて、当該補助相当分を原資とした運賃引き下げ(島民を対象)を求めることで、運賃引き下げの実施を支援する。

離島航路確保維持事業(運営費等補助)の流れ

